

# 経済産業省

20210205電委第1号  
令和3年2月8日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令の  
改正に関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）は、経済産業大臣及び各経済産業局長等からの意見の求めに応じ、ガス導管事業者の収支状況の事後評価を実施しました。本委員会は、各事業者の収支状況の分析を行ったところ、下記の内容を定めるよう経済産業省令を改正することが、ガスの適正な取引の確保を図るために必要であると認めるため、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

## 記

ガス事業託送供給収支計算規則の規定により公表した最近の乖離率計算書の乖離率がマイナス5%を超過した事業者が、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第18条第1項本文の認可を受けた託送供給約款で設定した料金を変更する場合（当該認可を受けた日以後、ガス事業託送供給約款料金算定規則（以下「料金算定規則」という。）第14条第1項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、ガス事業法第48条第2項において準用する同条第1項本文の認可を受けたことがある場合又は料金算定規則第17条第2号の方式により料金を変更している場合を除く。）、料金算定規則第17条第1号又は第2号のいずれかの方式の選択制ではなく、第2号の方式により算定しなければならないこととする。